

訴えの提起について

下記のとおり訴えの提起をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月18日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

1 訴訟の相手方（被告となるべき者）

住 所 \*\*\*\*

氏 名 \*\*\*\*

2 提訴の趣旨

- (1) 霧島市に対し、有害鳥獣捕獲報償費交付に係る不当利得にあたる返還金10万8,000円及びこれに対する平成29年12月1日から完済まで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

（提案理由）

霧島市有害鳥獣捕獲報償費等交付要綱（平成26年霧島市告示第36号）に基づき交付した報償費の不当利得返還に係る訴えを提起するため、議会の議決を求めるものである。

